



第2章

子ども・若者と家庭を取り巻く状況



1 国・東京都・豊島区の動向

(1) 国の動向

少子化対策・子育て支援対策

- 子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、これらの法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の充実を進めていくため、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月に始まりました。
- 平成 28 年 6 月には、少子高齢化の問題に真正面から取り組むための計画として、「希望出生率 1.8」の実現に向け、多様な保育サービスの充実等を掲げた「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。これを受けて、平成 29 年 3 月に子育てと仕事の両立に言及した「働き方改革実行計画」、同年 6 月に女性就業率 80%にも対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を目指す「子育て安心プラン」が決定されました。
- また、平成 30 年 9 月には、放課後児童クラブの待機児童の早期解消等、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。
- さらに、平成 29 年 12 月に決定した「新しい経済政策パッケージ」で示された方向性を踏まえ、幼児教育・保育の無償化が令和元年 10 月から始まりました。

児童虐待防止

- 児童虐待について、児童相談所への相談件数が増加し続ける中で、深刻な児童虐待事件が後を絶たないなど、大きな社会問題となっていることから、平成 28 年 6 月、児童福祉法が改正され、子どもを権利の主体として位置付けるとともに、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策の強化が図られました。具体的には、子育て世代包括支援センターの設置、市町村及び児童相談所の体制強化等の所要の措置を講ずることとされました。
- その後も、増加する児童虐待に対応するため、子どもの命を守ることを第一に据え、全ての行政機関があらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされ、平成 30 年 7 月に、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」、同年 12 月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が決定されました。
- 令和元年 6 月、子どもへの体罰の禁止、児童相談所における機能強化などが盛り込まれ、改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法が成立し、令和 2 年 4 月から施行されます。

子どもの貧困対策

- 子どもの将来がその生育環境に左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が制定されました。
- 令和元年 6 月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、「子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること」、「子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益

が優先考慮され、健やかに育成されること」などが明記され、区市町村に計画策定の努力義務が課されました。

- 令和元年 11 月には法改正を踏まえた新たな大綱が策定され、基本的方針に「支援が届いていないまたは届きにくい子ども・家庭への配慮」が盛り込まれ、対策の効果等を検証するための指標が、25 項目から 39 項目に増設されました。

子ども・若者支援

- 平成 21 年 7 月に子ども・若者育成支援推進法が成立し、平成 22 年 4 月 1 日から施行されています。同法は、ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる環境が悪化し、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があるとして、教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的推進と、困難を抱える若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を主な目的としています。
- 平成 28 年 2 月には、同法に基づき、子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針について定めた「子供・若者育成支援推進大綱」が決定されました。この大綱では、「全ての子ども・若者の健やかな育成」「困難を有する子ども・若者やその家族の支援」「子ども・若者の成長のための社会環境の整備」「子ども・若者の成長を支える担い手の養成」「創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援」の 5 つの重点課題とそれに紐づく基本的な施策が示されました。

不登校対策

- 平成 29 年 2 月、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行されました。同法に基づき、平成 29 年 3 月に策定された国の基本指針では、「支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。」との考え方が示されました。

子どもの権利 ～ 国連子どもの権利委員会からの勧告 ～

- 国連子どもの権利委員会は、平成 31 年 1 月に「児童の権利に関する条約」に関する日本の実施状況を審査し、2 月に総括所見を公表しました。この所見では、条約に基づき日本がとるべき措置について、多岐にわたる勧告を列挙しました。とりわけ、緊急措置をとるべき分野として、差別の禁止、子どもの意見の尊重、体罰、家庭環境を奪われた子ども、リプロダクティブヘルス及び精神保健（早期妊娠、性感染症の防止をめざす政策と教育の実施）、少年司法（犯罪の防止措置の実施と子どもの終身刑、長期拘禁の再検討）に関する課題をあげています。

SDGs（持続可能な開発目標）

- SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて掲げられた、2016 年から 2030 年までの国際目標です。「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決し、持続可能な世界を実現するため、17 の目標と 169 のターゲットが掲げられています。

〔SDGs の17 の目標〕

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 東京都の動向

児童虐待防止

- 東京都は、社会全体で子どもを虐待から守るための新たな取組として、保護者らによる体罰の禁止などを盛り込んだ「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を制定し、平成 31 年 4 月に施行しました。児童虐待の防止等に関する法律に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもを虐待から守る環境整備を進め、子どもの権利利益の擁護と健やかな成長に寄与することを目的としています。
- また、体罰が子どもにおよぼす影響や子どもへの接し方のポイント、具体的な行動例などをまとめたハンドブックや動画を作成し、体罰などによらない子育てを社会全体で推進するための啓発活動を行っています。



子ども・若者支援

- 東京都では、若者やその家族等を対象とした無料相談窓口として、東京都若者総合相談センター（愛称若ナビα（アルファ））を設置し、若者の様々な悩みに対応しています。
- 平成 31 年 3 月には、悩みや困難を抱える若者やその家族への支援を行っている、都内の相談窓口を総合的に集約したポータルサイト『若ぱた』を開設しました。
- また、ひきこもり等の状態にある本人や家族への相談窓口として平成 16 年より「東京都ひきこもりサポートネット」を設け、相談を受け付けていますが、ひきこもりの長期化や家族の高年齢化が進む現状を踏まえ、令和元年 6 月より、訪問相談については、「義務教育終了後の 15 歳から 34 歳まで」としていた年齢上限をなくし、35 歳以上の方への支援を開始しました。
- 青少年の携帯電話やインターネットに関する悩み・トラブルに関して、青少年や保護者が気軽に相談できる窓口「こたエール」を設置しており、平成 31 年 4 月からは LINE 相談が始まりました。

再犯防止推進計画策定

- 「再犯の防止等の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、罪を犯した者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国の関係機関、区市町村、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、都民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、令和元年 7 月「東京都再犯防止推進計画」を策定しました。

(3) 豊島区の動向

子どもの権利に関する条例

- 平成18年3月に制定した「豊島区子どもの権利に関する条例」は、平成18年4月から順次施行し、児童虐待相談件数の増加を背景に平成22年1月に「子どもの権利擁護委員」に関する条項を施行しました。未施行となっていた「子どもの権利委員会」に関する条項は、平成28年に児童福祉法の改正において、児童が権利の主体であることが同法の理念等として明確化されたことを踏まえ、平成30年1月1日に施行、同年3月に子どもの権利委員会を設置し、子どもの権利推進計画の策定について検討を行いました。

「女性にやさしいまちづくり」から「わたしらしく、暮らせるまち。」へ

- 平成26年5月、日本創成会議（民間の有識者会議）により、豊島区は23区で唯一「消滅可能性都市」に位置付けられました。区は、「人口減少社会」に対応するため、「子どもと女性にやさしいまちづくり」、「高齢化への対応」、「地方との共生」、「日本の推進力」の4つの方針を柱に、様々な対策を総合的・横断的に展開しています。
- 私立保育園の積極的な誘致など、若い世代が働きやすく、子育てしやすいまちづくりを推進することで、5年間で0歳から5歳の乳幼児人口が約千人増加し、平成29年、民間調査で「共働き子育てしやすい街」全国1位を獲得しました。
- 平成26年に11園だった私立認可保育園は53園（平成30年度末）となり、平成29・30年度、2年連続で「待機児童ゼロ」を達成しました。
- 「女性にやさしいまちづくり」から始まった取組は、「わたしらしく、暮らせるまち。」を基本コンセプトに、女性や子どもをはじめ、障害者、外国人など全ての人が住みやすく、働きやすい、誰もが自分らしく暮らせるまちを目指して、その取組を広げています。



子ども・若者支援

- 平成29年3月に策定した「豊島区子ども・若者計画」の施策の方向性を踏まえ、平成30年7月、子どもと概ね39歳までの若者とその家族を対象とする子ども若者総合相談窓口「アシスとしま」を区役所本庁舎4階に開設しました。相談者の状況に応じて、アウトリーチによる訪問相談・支援も行っています。必要に応じて専門機関と連携しながら、相談者一人ひとりに合わせた支援プログラムを実施しています。
- 平成31年1月には、支援のネットワークを構築するため、子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に規定する子ども若者支援地域協議会を設置しました。

いじめ・児童虐待防止

- 深刻ないじめ問題に迅速かつ適切に対処するため、令和元年10月、豊島区いじめ防止対策推進条例を一部改正しました。条例前文に「豊島区子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえることを明記し、適用対象の範囲を私立学校や都立学校まで拡大、さらに重大事態を調査するため、豊島区教育委員会

いじめ調査委員会及び豊島区いじめ特別調査委員会の2つの附属機関を設置することを新たに規定しました。

- 平成 28 年度の児童福祉法改正に伴い、児童相談所設置自治体が拡大され、特別区も児童相談所の設置が可能となりました。豊島区では、令和 4 年度の開設を目指し、旧長崎健康相談所を建設地として施設整備を行うとともに、児童相談所等への研修派遣により人材育成の強化を図りながら、開設に向けた準備を行っています。

国際アート・カルチャー都市構想の推進

- 豊島区は、文化を基軸としてまちづくりを総合的にデザインし発信する「国際アート・カルチャー都市」を具体的な都市像として掲げています。その都市構想のもと、誰もがまちに誇りと愛着を持ち、生きがいを感じられる「まち全体が舞台の誰もが主役になれる劇場都市」の実現を目指しています。そのプロジェクトとして、池袋を中心に区内各地で多くのまちづくり事業が進んでいます。
- 令和元年 11 月、庁舎跡地に国際アート・カルチャー都市の拠点であり、8つの劇場を有する複合施設「Hareza (ハレザ) 池袋」内の「東京建物 BrilliaHALL (豊島区立芸術文化劇場)」と「としま区民センター」がオープンしました。「としま区民センター」には、インフォメーションセンター、女性にやさしい「トイレ & メイクルーム」、親子のオアシス「パパママ☆すぽっと」、「カフェ」などを備えています。
- 「Hareza 池袋」や池袋の主要スポットをめぐる真っ赤な電気バス「IKEBUS」(イケバス)が令和元年 11 月から運行を開始しました。
- 池袋西口公園は、クラシックコンサートやダンス、演劇に対応した野外劇場、舞台上部に設置された大型ビジョン、インフォメーション機能をあわせ持つおしゃれなカフェ、シンボリックなグローバルリングが整備されて、令和元年 11 月にリニューアルオープンしました。
- 造幣局跡地には、区全体の防災拠点となる区内最大の公園(17,000㎡)が令和2年7月にオープンします。その隣接地は期間限定で「としまキッズパーク」として整備され、ミニトレインを走らせるなど子どもたちの遊びの広場になる予定です。開園後には、区内保育園・幼稚園の園児を「IKEBUS」で送迎することも計画しています。
- 令和 2 年には、トキワ荘の再現施設として、マンガ・アニメをテーマとしたミュージアムが区立南長崎花咲公園に整備されます。「マンガの聖地としま」の象徴として、地域へ、世界へ、マンガ・アニメ文化を発信していきます。